

遊佐町空家情報活用制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遊佐町における空家の有効活用を通して、遊佐町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、遊佐町空家情報活用制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)空家情報活用システム

遊佐町に存する空家及び敷地（空家となる予定のものを含む。以下「空家」という。）及び遊佐町への定住等を目的として空家の利用を希望するもの（以下「利用希望者」という。）の登録を通して、空家登録者及び利用登録者に対して斡旋を行うシステムをいう。

(2)所有者等

当該空家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(3)斡旋

空家及び利用希望者に関する情報で、空家登録者又は利用登録者に対して有用なものを提供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家情報活用制度以外による空家の取引を規制するものではない。

(空家の登録申込み等)

第4条 空家情報活用システムによる空家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、遊佐町空家登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空家情報活用システムデータベース（以下「空家データベース」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空家で、空家情報活用制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(この要綱において「空家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空家データベースの登録の抹消)

第6条 町長は、当該空家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空家データベースの登録抹消の届出があったときは、当該空家のデータベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空家登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 空家情報活用システムによる利用希望者に関する登録を受けようとする者(以下「利用申込者」という。)は遊佐町空家利用登録申込書(様式第2号)及び誓約書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を遊佐町空家情報活用システムデータベース(以下「利用希望者データベース」という。)に登録するものとする。

(1) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、地区の活動に積極的に参加するとともに、よき地域住民として生活しようとする者

(2) その他、町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用申込者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用申込者(この要綱において「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用希望者データベースの登録の抹消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空家の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 利用希望者データベースの登録抹消の届出があったとき。

(5) その他町長が適当でないとして認めたとき。

(幹旋等)

第10条 町長は、必要に応じて、空家登録者及び利用登録者に対して、空家データベース及び利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空家登録者及び利用登録者が行う、空家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は平成18年 3月20日から施行する。